

工事関係者遵守事項

申請者及び工事請負業者は、規約第17条及び専有部分の修繕等に関する細則に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

1. 近隣住民への工事説明（細則第7条）

工事計画に対する調査等の申立てがなされた場合には、調査等の申立てをした住民に分かりやすく説明しなければならない。

2. 工事工程表の掲示（細則第10条）

工事の承認通知後、速やかに、木工事、設備工事、左官工事、塗装工事等について工事工程表を当該号棟の掲示板に提示しなければならない。特に振動、騒音、臭気等が発生する工事については日時を明示し、後日苦情が発生しないようにするものとする。
工事工程表は事前に管理組合の承認印を受けること。

3. 作業時間の制限（細則第4条）

近隣住民の生活への影響を極力少なくするため下記の時間を厳守しなければならない。

- 1) 団地内への入構は午前8時30分から午後6時までとし、通行人の安全に十分留意すること。
- 2) 振動、騒音、臭気等が発生する工事については、土曜日、日曜日、祝日の作業を禁止する。
- 3) 年末年始(12月29日～1月3日)やお盆(8月13日～8月16日)の時期は作業を禁止する。
- 4) 斫り等騒音の発生する作業は、午前9時から午前12時、午後1時から午後2時までの4時間以内とする。

4. 作業時における近隣居住者への配慮事項

- 1) 資器材搬入時の階段の上り下り、ドアの開け閉めは静かに行うこと
- 2) 階段、屋外通路では、材料及び発生材等を常に整理整頓し、残材の放置をしないこと
- 3) 階段、屋外通路での大声での話し（携帯電話含む）をしないこと
- 4) 車両は工事対象住戸の近接地に1台のみ駐車可能とする。
その他の車両の駐車場所は管理事務所に相談し、通勤等で複数台での乗り入れをしないこと

5. 事故・災害及び品質不具合等に対する工事中の配慮事項

- 1) 火気を使用する場合は消火器を設置すること
- 2) 棟内では禁煙とする。喫煙場所は棟外で吸殻入れを備えた場所を決め、ポイ捨てをしないこと
- 3) 斫り等騒音の発生する場合は極力騒音を抑える機器を使用すること
- 4) 有機溶剤等による臭気が発生に対しても時間制限等により発生を抑えること
- 5) 火災、漏水等の事故、品質不具合及び第三者傷害の発生に対処するために工事保険等に加入すること

私は、上記の「工事関係者遵守事項」を遵守し、理事会の承認後であっても、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合や、規約や細則の規定に抵触することが判明した場合は、責任をもって原状回復の必要な措置をとることを誓います。

年 月 日

号棟 号室 申請者氏名：

印